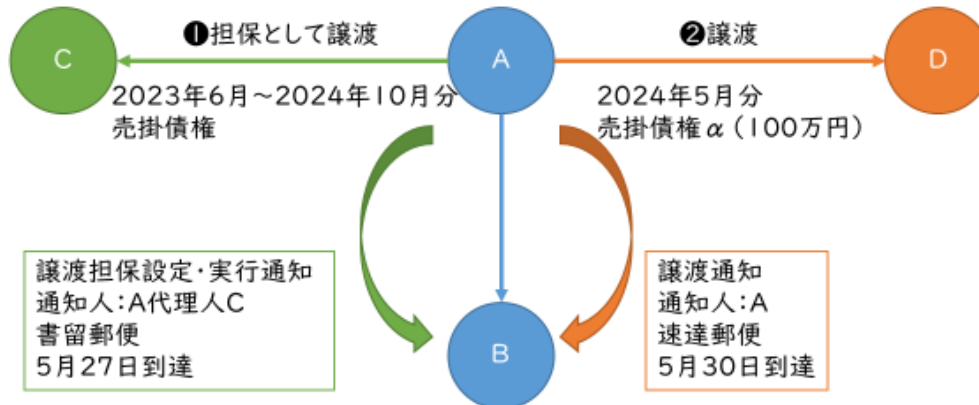


事実関係図：設問



ステップアップについて

ステップアップの問題では、債権αの二重譲受人(C、D)の双方が第三者対抗要件を備えている。解説3(3)でも示したように、この場合における二重譲受人間の優劣判定基準について、判例は、到達時説を採用している。到達時説を採用すべきであるのは、民法が規定する債権譲渡の対抗要件制度は、譲渡債権の債務者の債権譲渡の有無についての認識を通じて、それが第三者に表示されることを根幹として成立しているからである(最判昭和49・3・7民集28巻2号174頁)。また、確定日付ある証書による通知が債務者に同時に到達した場合のように、到達時の先後によって優劣を決することができない場合にも、確定日付の先後によって優劣が決せられるわけではない。判例によれば、同時到達の場合には、各譲受人はそれぞれ譲受債権の全額の弁済を請求することができる(最判昭和55・1・11民集34巻1号42頁)。

さて、ステップアップの問題では、Cへの譲渡にかかる通知とDへの譲渡にかかる通知のどちらが先に到達したのかが分からない。通知到達の先後関係が不明である場合は、二重譲受人間の優劣を決することができない点で、同時到達の場合と同様に扱うべきである(最判平成5・3・30民集47巻4号3334頁参照[国税徴収法に基づく滞納処分としての債権差押の通知と確定日付のある証書による債権譲渡通知の到達の先後関係が不明であった事案に関するもの])。そうすると、C・DともにBに対して債権αの全額の弁済を請求することができるが、Bが二重弁済をする理由はないから、Bは、CとDのいずれかに弁済をすれば、債務を免れる。ステップアップの問題では、BはDに100万円を支払っているから、CはBに対して債権αの弁済を請求することはできない。

では、Cは、Bから100万円を受領したDに対して、50万円を分配するよう求めることはできるだろうか。確定日付ある証書による通知の到達が同時または先後不明の場合における二重譲受人は、互いに相手方に対して自己が優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つところ、債務者との関係では譲渡債権の全額を受領する権限を有するとしても、他方の譲

受人との関係でこれを保持できるとは限らない。前掲・最判平成5・3・30は、債務者が供託した場合の供託金還付請求権について、「公平の原則に照らし……譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する」としており、債務者が供託していない場合にも同様の考え方が妥当するとすれば、Cの分配請求が認められることになるだろう(この問題に関する議論の概要については、中田裕康『債権総論〔第4版〕』(岩波書店、2020年)671頁以下参照)。